

東京都板橋区立志村第二中学校「学校いじめ防止基本方針」

平成27年10月1日 策定
令和8年4月1日 改訂

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、板橋区立志村第二中学校の全ての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。またいじめは予期せず発生することも考慮し、本校教員は常にいじめを見逃さない意識を持ち続ける。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。

2 いじめ対策のための校内組織の設置

校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、各学年生活指導部教諭等からなるいじめ防止等の対策のための校内組織（学校いじめ対策委員会）を設置します。

3 いじめ未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

【別表】

4 重大事態における教育委員会や関係機関等との連携

(1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや重大事態が発生した場合は、速やかに板橋区教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談します。これは、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。

(2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものと認める時は、所轄警察署と連携して対処します。また生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行います。また、事実確認より判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供します。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認める時は、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた生徒の保護者を第一に、いじめを行った生徒に対して適切に懲戒を加えることがあります。その際は教育的配慮に留意し、生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していきます。

7 校内研修の実施

- (1) いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針の周知等の研修
- (2) いじめ総合対策、人権教育プログラムを活用した校内研修会の実施
- (3) 生活指導部会・教育相談部会における事例研究

8 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、指導の改善を図る。

【別表】 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する取組

I 学校全体としての取組

		生徒へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解（道徳・特別活動・総合） ○道徳教育の充実（人権教育、情報モラル） ○正しい判断力の育成（道徳・特別活動・総合） ○奉仕的体験活動への積極的取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束 ○生活の様々な機会を通して善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加 	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人である生徒への声かけ ○個別面談や生徒対象のアンケートによる情報収集（ふれあい月間 6月 11月 2月） ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失が合った際の即時対応と原因追究 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の乱れや汚れ、けがのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意 	
いじめへの早期対応	暴力を伴う	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休み時間や登下校にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話を良く聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○スクールカウンセラー、関係機関（警察、児童相談所等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた生徒を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い訳を聞くこと ○被害生徒・保護者への適切な対応（謝罪等）
	暴力を伴わない	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲から聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休み時間や登下校にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話を良く聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（教育相談所、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた生徒を守る対応への理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い訳を聞くこと ○被害生徒・保護者への適切な対応（謝罪等）
	行為が分かりにくい	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話を良く聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた生徒を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い訳を聞くこと
直接関係のない生徒への取組		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた生徒の苦しみの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さを指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いて場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にはならない強い意志を育成 	

II 家庭や地域との連携

各家庭（PTA）での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに関心を持ち、寂しさやストレスに気づくことができるような啓発 ○子どもの頑張りをしっかり認め褒めること、いけない時ははっきりと叱ることの実践啓発
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちへの積極的な挨拶と声かけの依頼 ○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校（保護者）への連絡